

# 保険・年金 フォーカス

## 年金改革ウォッチ 2014年10月号 ～ポイント解説: 公的年金の分かりやすい情報発信

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫  
(03)3512-1859 [nakasima@nli-research.co.jp](mailto:nakasima@nli-research.co.jp)  
[http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio\\_nakashima.html](http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio_nakashima.html)

### 1 —— 先月までの動き

年金部会および企業年金部会では、前回までに整理された課題に基づいて具体的なテーマでの議論がそれぞれ進められました。「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会」は、3つの事業(業務支援ツール・通信研修モデル・情報発信モデル)について年度内での完成を見込んでいます。

#### ○公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会

- 9月10日 (第2回) テーマ 市町村国民年金事務の業務サポート支援ツール、市町村職員向け通信研修  
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000057590.html> (配布資料)
- 9月29日 (第3回) テーマ 若年者向け情報発信モデル事業、市町村向け情報発信モデル事業  
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000058077.html> (配布資料)

#### ○社会保障審議会企業年金部会

- 9月11日 (第8回) テーマ 今後の進め方、柔軟で弾力的な給付設計、中小企業向けの取組  
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000057736.html> (配布資料)
- 9月30日 (第9回) テーマ 一般企業向けの取組  
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000060004.html> (配布資料)

#### ○9月18日 社会保障審議会年金部会 (第24回)

- テーマ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大  
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000058094.html> (配布資料)

#### ○9月24日 社会保障審議会企業年金部会厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会 (第5回)

- テーマ 特例解散等の調査審議について(非公開)  
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000058001.html> (開催案内)

#### ○9月29日 社会保障審議会年金数理部会 (第59回)

- テーマ 厚生年金・国民年金の財政検証結果、各共済の財政再計算結果、今後の検証の進め方  
URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000059203.html> (配布資料)

## 2 — ポイント解説：公的年金の分かりやすい情報発信

公的年金制度にとって、財政の健全性と国民の信頼や納得は車の両輪です。また、制度（仕組み）が、その目的に沿って運営されることも重要です。本稿では「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会」の取組みを紹介し、1年後に控えた公的年金の新たな事務上の課題を確認します。

### 1 | 分かりやすい情報発信の意義：個人の状況変化にあわせた手続きが必要

私たちは、現役時には主に加入者として、引退後は受給者として公的年金制度に接しています。加入や受給の期間は長いので、その間に仕事や家族などの状況が変化します。公的年金では、働き方や家族構成などによって加入する制度や受取る年金が変わるため、状況変化に応じた手続きが必要となります。

会社員や公務員は、勤務先が働き方や家族構成などの変化を把握して手続きを促してくれますが、自営業や無職者など国民年金の第1号被保険者（いわゆる国民年金加入者）や受給者は、自分で気づいて手続きを行う必要があります。このため、手続き漏れがみられます。

また、この手続きは日本年金機構の窓口で行う必要がありますが、その数は限られているため、市町村も手続きの窓口となっています。しかし、市町村の担当者は必ずしも年金業務に精通していない、という問題もあります。

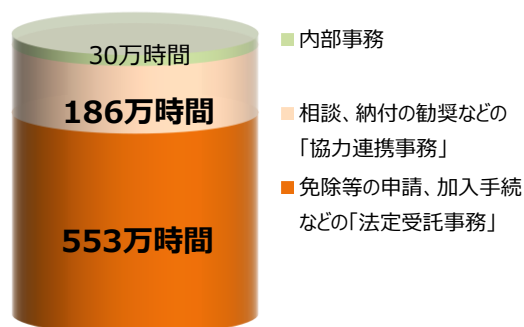
そこでこの検討会では、加入者に必要な手続きに気づいてもらい、経験が浅い市町村の担当者でも上手く業務を行えるよう、分かりやすい情報を提供するためのツールを検討しています。今月末をめぐりに案を作成して来月から1月にかけて試行し、その結果を反映して今年度中に完成させる計画です。

### 2 | 来年10月に受給者向けの2つの制度改正：十分な周知が重要

他方、来年10月には、(1)受給要件年数の緩和(25年→10年)や、(2)低所得受給者への支援金の支給、などの制度改正が控えています\*。(1)の改正では、現在は年金を受給していない高齢者でも加入期間が10年以上あれば年金の受給ができるようになります。(2)では、低所得の年金受給者は最大で毎月5000円の給付金を受け取れるようになります。高齢者にどう周知して手続きを促していくかが、難しい課題となりそうです。

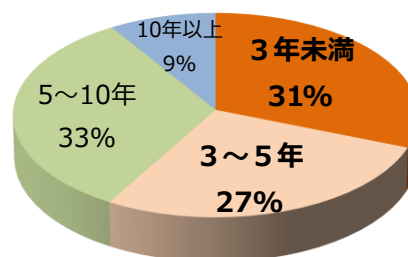
いわゆる主婦年金問題では、手続きの周知が問題や混乱の一因となりました。該当しそうな方だけでなく、公的年金に関わる全員に、分かりやすく情報を提供することが期待されます。

図表1 市町村が行っている年金業務



(注) 全国1742市町村のうち有効回答1623市町村の結果。次も同じ。  
(資料) 2013年度国民年金市町村事務費交付金実態調査。次も同じ。

図表2 各市町村の年金窓口対応職員で最も経験が長い職員の経験年数



図表3 既に法律が成立している今後の改正

施行日	改正内容
2015/10	(1)受給資格期間の短縮(25年→10年) (2)低所得受給者への支援給付金 (3)会社員と公務員等の年金制度を統合
2016/01	(マイナンバーの利用開始)
2016/07	納付猶予制度の対象者拡大
2016/10	厚生年金の対象者拡大
2017/01	(マイポータルの運用開始)

\* この(1)と(2)は、消費税収が財源となるため、厳密には消費税率が10%に引き上げられる時に始まることになっています。